資料１－１

強制労働の廃止に関する条約
（ＩＬＯ第１０５号条約）

１．採択年と批准国数

本条約は、１９５７年ＩＬＯ（国際労働機関）第４０回総会で採択された。２０２０年６月現在の既批准国は１７５か国である。

２．条約の概要

○　本条約は、政治的な見解を抱き、又は発表することに対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業（ストライキ）に参加したことに対する制裁等としての強制労働（懲役刑を含む。）を禁止することで、強制労働を廃止することを目的としている。

○　具体的には、下記の５つの手段、制裁又は方法としての強制労働を廃止することが求められている。

①　政治的な圧制若しくは教育の手段又は、
政治的な見解若しくは既存の政治的、社会的若しくは経済的制度に思想的に反対する見解をいだき、若しくは発表することに対する制裁

②　経済的発展の目的のために、労働力を動員し、及び利用する方法

③　労働規律の手段

④　同盟罷業に参加したことに対する制裁としての強制労働

⑤　人種的、社会的、国民的又は宗教的差別待遇の手段